

令和 5 年第 2 回臨時会

(2 月 15 日招集)

# 山都町議会会議録

令和5年2月第2回山都町議会臨時会会議録目次

○2月15日（第1号）

|   |    |
|---|----|
| 出席議員  | 1  |
| 欠席議員  | 1  |
| 説明のため出席した者の職氏名                                    | 1  |
| 職務のため出席した事務局職員                                    | 2  |
| 開会・開議   | 2  |
| 日程第1 会議録署名議員の指名                                   | 2  |
| 日程第2 会期決定の件                                       | 2  |
| 日程第3 議案第4号 山都町空家等対策協議会設置条例の制定について                 | 2  |
| 日程第4 議案第5号 工事請負契約の締結について（津留線道路災害復旧工事）             | 10 |
| 日程第5 議案第6号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事<br>（R4国債）） | 12 |
| 閉会  | 15 |

2 月 15 日（水曜日）

令和5年2月第2回山都町議会臨時会会議録

1. 令和5年2月15日午前10時0分招集
2. 令和5年2月15日午前10時0分開会
3. 令和5年2月15日午前10時50分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 議案第4号 山都町空家等対策協議会設置条例の制定について
  - 日程第4 議案第5号 工事請負契約の締結について（津留線道路災害復旧工事）
  - 日程第5 議案第6号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債））

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 東 浩 昭    | 2番 坂 本 幸 誠  | 3番 眞 原 誠    |
| 4番 西 田 由未子  | 5番 中 村 五 彦  | 6番 矢仁田 秀 典  |
| 7番 興 梶 誠    | 8番 藤 川 多 美  | 9番 飯 開 政 俊  |
| 10番 吉 川 美 加 | 11番 後 藤 壽 廣 | 12番 工 藤 文 範 |
| 13番 藤 原 秀 幸 | 14番 藤 澤 和 生 |             |

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

|           |         |                 |         |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 町 長       | 梅 田 穰   | 教 育 長           | 井 手 文 雄 |
| 総 務 課 長   | 坂 本 靖 也 | 清 和 支 所 長       | 木 野 千 春 |
| 蘇 陽 支 所 長 | 村 上 敬 治 | 会 計 管 理 者       | 荒 木 敏 久 |
| 企画政策課長    | 北 貴 友   | 税 務 住 民 課 長     | 高 橋 尚 孝 |
| 健康ほけん課長   | 木 實 春 美 | 福 祉 課 長         | 高 野 隆 也 |
| 環境水道課長    | 有 働 頼 貴 | 農 林 振 興 課 長     | 松 本 文 孝 |
| 建 設 課 長   | 西 賢     | 山 の 都 創 造 課 長   | 長 崎 早 智 |
| 商工観光課長    | 藤 原 章 吉 | 学 校 教 育 課 長     | 工 藤 博 人 |
| 生涯学習課長    | 上 田 浩   | そ よ う 病 院 事 務 長 | 飯 星 和 浩 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外1名

---

開会・開議 午前10時0分

**○議長（藤澤和生君）** おはようございます。ただいまから令和5年度第2回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

生涯学習課長、上田浩君から発言の申出があります。これを許します。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** 失礼いたします。さきの1月25日、臨時会におきまして、議案第3号の工事請負変更契約における概要説明につきまして、御質問いただきました起債の名称で間違った答弁をしておりましたので修正させていただきます。

当日は、起債名称を防災・減災、国土強靱化債としておりましたが、正しくは過疎対策事業債となります。おわびして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

**○議長（藤澤和生君）** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、東浩昭君、3番、眞原誠君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

---

**日程第3 議案第4号 山都町空家等対策協議会設置条例の制定について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第3、議案第4号「山都町空家等対策協議会設置条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** おはようございます。それでは、議案第4号の説明をさせていただきます。

議案第4号、山都町空家等対策協議会設置条例の制定について。

山都町空家等対策協議会設置条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月15日提出、山都町長。

提案理由。

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、山都町空家等対策協議会を設置するに当たり、その設置、所掌事項等を定める必要があります。これが、この議案を提案する理由です。

次のページを御覧ください。条文の説明を申し上げます。

第1条におきまして、協議会の設置について規定しております。

第2条では、法に基づく空き家等の定義を規定しております。

第3条において、法に基づく所掌事務を規定しております。

第4条では、協議会の組織について、委員の構成や人数、任期等について規定しております。委員の構成としましては、地域住民、法務、不動産、建築、その他の学識経験者、その他町長が必要と認める者としております。

次のページを御覧ください。

第5条から8条までは、協議会の体制や、会議の運営方法、事務局等について規定しております。

第9条は委任規定です。

附則1により、施行期日を公布の日からとしております。

次のページを御覧ください。

今回の条例制定に伴い、空家等対策協議会の委員の報酬を規定する必要がありますので、附則2において山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正することとしております。この空家等対策協議会は空家等対策特別措置法に基づく組織であることから、地方自治法第138条の4第3項の規定により町の附属機関の位置づけとなります。つまり、協議会委員は町の非常勤の特別職職員に該当することから、その報酬を新たに規定するものです。

最後のページに、山都町報酬及び費用弁償条例、別表第1の新旧対照表をつけておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 所掌事務のところの説明がありましたけれども、もう少し、どういうことをするのか詳しく話していただければ助かりますけれども。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。まず、所掌事務の1で、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項としておりますが、まずは、ただいま計画策定の準備を進めております、計画の審議について協議を行っていただきます。その後、実際に空き家の適

正な管理についての事項ですとか、特定空家の認定に関する事、また、空き家対策の執行とい  
いますのは、これは特定空家に認定されたものに対して町から行政指導や勧告等を行う際の事前  
の協議の期間となっております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 空き家は、使えるやつと使えないやつといろいろありますけれども、  
具体的にそこ辺のところを、どういうふうな判断とか、もしも、これは解体しなければ迷惑な部  
分があるとか、そういうところを行政指導と、経費を出すようなことをするのか分かりませんけ  
ども、この文だけでは何をやるかが、あまりはっきり私には分からないんですけども、一般町民  
の方、分かるかなと思ってますけども、もう少し具体的に、こういう例があればどういうふう  
にしますとか、何か例があれば教えていただきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。まず、空き家等の対策につきましては、  
この法に基づきまして国のほうでガイドラインが定められております。その中で、危険家屋など  
の特定空家に該当するものに関しましては基準が設けられておりますので、それに基づいて、外  
観ですとか、内容によりましては立入検査等も行いまして、そちらの家屋が危険な特定家屋に該  
当するののかという判定を行うこととしております。また、法の規定によらず町独自として基準を  
定める必要があるというふうに協議会のほうで判断された場合には、それに基づいて新たな基準  
を設けることも可能となっております。

具体的な例を申し上げますと、行政代執行という最終的な段階で、実際、熊本市のほうでも取  
り組んでおられますが、そこに至りますのは、所有者も特定されず、ただ危険な家屋であるとい  
うことで、行政が代わって解体を執行するというものですが、そこはもう最終の手段でございま  
すので、それ以前の段階で、まず所有者を特定いたしまして、まずは指導、助言、その後勧告等  
を行って、順を追った手続をきちんと協議会に諮りながら踏んでいきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** その場合の、もし、この空き家は不相当だと認定されたとして、そ  
の解体費用とか、その辺は誰が持つのか、その空き家の持ち主が持つのか、あるいは町が解体す  
るかという、町がみるのか、その辺をお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。まず、空き家とはいってしましても、あく  
までも個人の所有物でございまして、原則は、その所有者の方の費用負担によって行われるも  
のとなっております。ただ、所有者不明でありましたり、その後の町として活用の方針がありま  
したり、そういった事例におきましては、また今後、協議会の中でそういった基準も設けた上で、  
どういった費用負担にするのか、または町が活用する場合に様々な交付金等、活用ができるもの  
がないかなど検討いたしまして対応したいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） もし、強制執行しなければならなくなった場合に、国からの交付金が充てられるような制度ができるのか、それとも皆、町が持ち出すのかという部分を少しお伺いしたいんですけども。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。具体的な行政代執行の事例につきまして、こちら、すみません勉強不足でございますが、そういった事例が発生しました際には、きちんと内容を精査いたしまして、交付金等の対応が可能かどうかも含め検討させていただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） この協議会の第3条のところですね。今、御質問があっているような中身について、町のほうから原案を出されて、その中で決定していくということになるんでしょうか。今言われたように、町予算が持ち出されるかどうかという大事なことなので、今から考えるとおっしゃいましたけれども、ここで決定していくものですかということと、地域住民の方も、委員の方に委員として委嘱できるというふうに第4条でなっていますけど、何名ぐらい予定されていて、地域住民の方はどのような関わりができるのでしょうか。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。まず、協議会としましては、意見をお尋ねする場でありまして決定機関ではございません。あくまでも判断は、町として判断をさせていただきます。また、地域住民の代表としましては、現在は旧町村単位の3地域から地域の代表の方ということで、振興区の代表の方なりを御推薦いただきたいというふうには予定しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ここでの特別措置法による空き家というのは、もう利用ができない空き家についての法だと思んですけど、利用できる空き家についての、別に空き家バンクの条例がありますけれども、これは利用できなくて、どなたも管理がされてなくて、本当に危険な家屋になっていったときのための法律かなと思うんですが、有効利用できる空き家についての、これでは違いますけど、兼ね合いというか、両方、町としては方針を持っておられなければいけないと思うんですけども、その辺に関してはいかがですか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。議員のおっしゃられましたとおり、もちろん危険な廃墟のような空き家等に対する対策ももちろんですが、この計画を策定すること



によりまして、そうなる以前の空き家となる前の適正な管理についてですとか、空き家とならないための、空き家にする前のどういった、実際、空き家バンクがありますよとか、または定期的に管理してもらうような手続をしましょうとか、いろんな啓発をするとか、そういったことも全て計画のほうに含めておりますので、決して空き家になったものについての対応だけを、この計画で行うものではございません。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** お伺いいたします。今の説明で、協議会の機能というのは大体理解をしたんですけども、ここで、この採決の後、協議会の設置に向かわれると思いますが、大体どのぐらいの時期に協議会の設置を目指していらっしゃるのか。それと、第3条の1項の中で、空家等対策計画の作成とありますけれども、この空家等対策計画の作成をいつぐらいの時期に見込んでいらっしゃるのか、そこを教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。まず、この協議会の設置の時期ですが、本日、議決いただきました際には、この後すぐに各方面からの推薦依頼ですとか委員さんの選任の手続に入りまして、年度内には設置をしたいなと思っております。

また、今年度、空家等対策計画の案の作成の準備を進めておりまして、現在は最終的な計画書の調整段階に入っておりますので、それをもちまして、この協議会に諮りまして計画策定を年度内に行いたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** この特定空家等の認定というのは、何か今すぐ、そういうふうな案件で調査しなければならないところに来ていて、急いでこれをつくる必要があったのかなという質問なんですが。

それと、これまでも空き家バンクとか、いろいろ空き家対策はずっと町でもしてこられましたけども、本来ならもう少し前に、この設置をするべきじゃなかったかなと思いました。なので、何で今なのかという質問です。

それと、あと第4条の組織の中の地域住民なんですが、先ほども質問がありましたが、どんな範囲での想定をされておられますか。例えば地区割りで行きますと蘇陽、清和、矢部とありますけれども、例えば矢部のことをするときには蘇陽の住民が、地域のことを精通してない住民が出て協議に正しい判断ができないんじゃないかなと思いますので、地域住民をどのようなふうな割り振りで考えておられるのかをお尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。まず、この協議会の設置の時期が少し遅いのではないかという、計画の策定も含めて、そういった御指摘でございますが、この特別措

置法が平成27年に制定されておりまして、その後、町に努力義務とございますか、策定することができるということで法に規定されております。これまでも役場の体制としまして、関係課を含め、空き家等対策については回数重ねて協議をしてきているところでございます。そういった中で、今回、この計画策定に至ろうかというところで、令和4年の予算に予算をいただきまして策定に着手したというところでございます。

県内の状況から申し上げましても、約半数が既に協議会を設置されておりまして、今後も設置予定であるという自治体も数団体ございますので、早いか遅いかとございますのは判断もそれぞれかとは思いますが、今後、この協議会、対策計画のもとに適正な対策、対応を取っていききたいというふうに思っております。

また、地域住民代表の人数割、構成の割合ということでございますが、現在のところは1名ずつというふうに考えてはおりましたが、個別の案件によりましては委員会に、また別途、第7条のほうでございまして、「必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き」ということがございますので、こういった条文を活用いたしまして必要に応じて対応したいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 先ほど、原案をお示しいただいて協議会のほうに意見を伺うというふうに言われましたが、例えば具体的に言うと、この空き家を特定空家と、ここ、ここ、ここを特定空家としたいと思っておりますけどいいですかみたいな聞かれ方をされるんですかね。特定空家とするときに地域住民の方の意見を聞いて、また持ち帰られるというふうになるのでしょうか。代執行に至る時も、代執行にしたいと思うけれどもいかがでしょうかという聞き方をされていくのでしょうか。

すいません、ちょっと具体的なところですけど、お願いしたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えします。まず委員会に対して、特定空家ですとか、そういった案件が発生した場合の運営の仕方についてということでございますが、実際に、もう協議会として活動されております自治体もございまして、具体的な案件等の運営方法等につきましては、これからで申し訳ございませんが、こちらも勉強させていただきながら進めていきたいと思っております。

また、特定空家の認定等に至る以前の段階で、所有者の特定ですとか様々な事務手続もございまして、協議会を設置しました、すぐ特定空家の認定をお願いしますというふうな段取りにはならないかと思っておりますので、その間にきちんと勉強させていただきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** すいません、不勉強で、先ほど議会に入る前に、この議案を見まして、

国の特別措置法というの中身を確認していないんですが、この「空家等」というの「等」のところ、今、大体住まれていて不在になったおうちというふうな感じのテーマになっているのかなと思いますが、空き店舗というふうなもの、これに含まれるのか教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。この根拠としております法第2条第1項の規定によりますと、空き家等とは「建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」というふうに規定されております。ですので、店舗等は含まれないというふうに解釈しております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 確認といたしますが、最初、協議会は法律とか計画をつくるころだろうと思っておりましたが、個別の案件の判断はされんとでしよう。途中で委員とかいう名前になりますが、委員という呼び方でいいわけですか、構成員は。それと、町長はやっぱり入れとかにやいかんということですか。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。協議会の委員さんということで、町としては予定しております。また、構成員としまして、空家対策措置法のほうでも、協議会は市町村長のほか地域住民、市町村の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認める者をもって構成するというふうに規定されておりますので、町長も構成員として予定しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** その計画を策定したり、規則、条例等をつくる場であって、個別の案件に対して審議をする場ではないんでしょう。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。計画の策定等について、もちろん審議いただきますが、個別の案件等につきましては、客観的、公平的な立場からの御意見をいただく場として協議会を開かせていただきたいと思いますと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 確認です。先ほど、10番議員からの質問への御答弁で、空家等対策の推進に関する特別措置法の第2条1項というところを御引用なさって、店舗等は含まれないと判断しているという御答弁だったんですが、これ、でも条項を読み上げると、「住居その他の使用がなされていないことが常態であるもの」、「その他」というのが商業利用に当たらないと判断できるのかどうか、ちょっと私、その辺がどうなのかと思いますので、もう一度御答弁いただ

けますか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。大変失礼いたしました。私もそちらの箇所をちょっと解釈飛ばしておりまして、すいません、その他の使用がなされていないことという事ですので商業用等も含まれるかと思いますが、改めてそこは確認させていただきます。申し訳ございません。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** この所掌事務から見ると、計画だったり管理だったり認定だったりですよね。その前に空き家とは何ぞやという、空き家の調査が必要だと思うんですよね。こんな空き家がありますが、これをどういうふうにして管理していきましようかねとか、計画はどのようにしましようかねってなってくるんだと思いますが、一番の前提の空き家の調査というのはどうされるのかということですね。空き家があつて初めて調査ができて、初めてこの協議会を開くんだと思いますが、これまでも、ずっと空き家の対策はされてこられました。一般の人を調査委員か相談員に認定されて、ずっとくまなく調査されたことがありましたので、そういったのをベースに、それを基本としてされるのか、その空き家をどのようにして、これが空き家というのを町がするのか、いつ時点でその空き家調査をするのか、それとも今まであつた調査を基本としてするのか、そのところを教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。空き家等の調査につきましても、今回作成いたします計画のほうで改めて規定はしております。空き家の情報提供等を地域住民の方の責務としてうたっておりますので、これまで同様、ぜひ地域の中からの御意見、空き家等の紹介等もいただきたいと思ひます。

また、これまで有効活用のほうをベースとしまして空き家バンク制度、また、山の都地域しごとセンターのほうで空き家調査をしております物件数が約700件ございます。まずはその空き家についても、これまでが外観調査をメインとしておりましたので、改めて調査等も行っていきたいと思ひます。

また、重ねて地域のほうから相談等も随時受け付けまして、そちらについて、また所有者の特定から始まったり、きちんと手続を踏んでいきたいなと思ひしております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「山都町空家等対策協議会設置条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第5号 工事請負契約の締結について（津留線道路災害復旧工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第5号「工事請負契約の締結について（津留線道路災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） おはようございます。ただいまから議案第5号について説明いたします。

議案第5号、工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結することとする。

令和5年2月15日提出、山都町長。

- 1、工事番号、4災補道矢、第200号。
- 2、工事名、津留線 道路災害復旧工事。
- 3、工事場所、上益城郡山都町津留地内。
- 4、契約金額、5,148万円、税込みです。

契約の相手方、熊本県上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役上田信。

- 6、入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提案する理由です。

次のページをお願いします。資料です。

工事請負契約概要について説明いたします。1から3につきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。

- 4、入札年月日、令和5年2月1日。

5、財源内訳、全体事業費としまして5,148万円。補助金3,433万7,000円、公共土木施設災害復旧事業の補助金です。補助率としましては0.667、一般率で入れております。起債としまして1,710万円、災害復旧事業債です。一般財源で4万3,000円、町費を充てております。

6、工事概要、復旧延長53メートル。主な工種としまして、現場打軽量吹付法砕工730平米、植生工815平米、モルタル吹付工149平米、ブロック積工126平米、アスファルト舗装工128平米、L型側溝布設替48メートル、防護柵設置工、ガードレール、構造物用ですけども25メートルです。

- 7、指名業者については、記載しております11者です。

次のページをお願いします。

①です。公共工事請負仮契約書の写しです。

- 1、工事番号、4 災補道矢、200号。
- 2、工事名、津留線道路災害復旧工事。
- 3、工事場所、山都町津留地内。
- 4、工期、令和5年2月20日から令和5年3月31日まで。
- 5、請負代金、5,148万円。

上記工事について、発注者山都町と受注者矢部開発株式会社は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年2月7日。発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役上田信。

次のページをお願いします。

②になります。入札結果になります。2月1日開札で、予定価格、税抜で4,751万3,000円。最低制限価格4,192万8,175円。11者を指名し2者が辞退、9者から応札があり、矢部開発株式会社が落札しています。

次のページをお願いします。

位置図になります。国道の218号から美里町につながる町道の白小野鶴越線から分岐する町道津留線を赤丸で示しております。

次のページをお願いします。

工事平面図になります。現道の路肩部が大規模に崩落しているため用地買収を行い、山側に町道を付け替える工法で復旧を行うものです。図面上側で黄色で着色しています部分が切土法面、またはこの植生工になります。茶色で着色しています部分がブロック積みになります。図面下側の灰色で着色しています部分が法枠工で、崩壊法面の風化を防止するものに対応するものです。

次のページをお願いします。

横断面図になります。現道幅員の4メートルを、これ図面でいきますと左側、山側に追い込むことで復旧を行うこととしております。

次のページをお願いします。

被災箇所の写真になります。現在、車両通行が不可能であるためバリケードを設置し、全面通行止めの措置をとっております。

次のページ、⑦をお願いします。

被災箇所をドローンにより撮影したものです。被災延長としましては23.8メートルとなりますが、山側に切り込むことによりまして、復旧延長につきましては53メートルになります。

以上です。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 工期が3月いっぱいとなっております、とても間に合わないと思いますが、これだけ大きな法面とかそういうところが、ちょっと大変な作業だなと思いますので、相当な期間があるんじゃないかと思いますが、この写真から見ると、去年の8月からずっとという、撮影のときからすると、ずっと通行止めもありまして、今後どのくらいでこの工事が終わるのかなど、交通止めもありますので。どのくらい、工事期間を繰り越されると思いますが、予定はどのくらいになりますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。まず、契約書に記載しております工期につきましてなんですけども、今の時点でまず、国の財務局あたりの承認が下りてないものですから、また、この議会の明許繰越の議決も受けてないものから、工期については一応、今年3月いっぱい、30日を予定しているということで議案に載せております。また、工期につきましては、標準工期でいきますと、この金額でしたら約1年間は必要になってくるかと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「工事請負契約の締結について（津留線道路災害復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第6号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債））

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第6号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** 議案6号について説明いたします。

議案6号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和5年2月15日提出、山都町長。

1、工事番号、民安4国、第1号。

2、工事名、水の田尾下鶴線道路改良工事（R 4 国債）です。

3、工事場所、上益城郡山都町北中島地内。

4、契約金額、8,844万円、税込みです。

5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町千滝222－1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

6、入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提案する理由です。

次のページをお願いします。

資料になります。工事請負契約の概要について説明します。1から3につきましては先ほど説明しましたので省略します。

4、入札年月日、令和5年2月7日。

財源内訳、全体事業費で8,844万円。補助金6,190万8,000円、大矢野原演習場周辺民生安定事業。補助率としましては0.7になっています。起債2,650万円、過疎対策事業債です。一般財源3万2,000円、町費です。

6、工事概要、施工延長で223.6メートル。主な工種としまして、橋梁下部工2基、地盤改良工510立米、植生工546平米、簡易土留壁工40.6メートル、補強土壁工71.2メートル、ブロック積工11平米、側溝工（U型）が213メートル、集水枿工10基、防護柵設置工、ガードレール、土中用で85メートル、舗装工で下層路盤なんですけども1,112平米です。

7、指名業者については、記載しています11者です。

次のページをお願いします。公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号、民安4国、第1号。

2、工事名、水の田尾下鶴線道路改良工事、R 4 国債。

3、工事場所、山都町北中島地内です。

4、工期、令和5年2月20日から令和6年3月29日まで。

5、請負代金8,844万円です。

上記工事について、発注者山都町と受注者株式会社尾上建設は各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決が得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年2月10日。発注者、山都町長。受注者、熊本県上益城郡山都町千滝222－1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。



次のページ、②をお願いします。

入札結果になります。2月7日開札で、予定価格税抜8,124万5,000円。最低制限価格7,182万2,325円。11者を指名し3者が辞退、8者から応札があり、株式会社尾上建設が落札しています。

次のページ、③をお願いします。

位置図になります。町道水の田尾下鶴線につきましては、全体延長4,470メートルのうち主要地方道の益城矢部線から北川内集落までの1,910メートルについて、平成26年度から事業を行っております。今回、赤く着色した部分が223.6メートルで改良工事を行うものです。

次のページ、④をお願いします。

工事平面図になります。図面の左側が主要地方道の益城矢部線側になります。肌色、灰色で示しています部分が前年度までの施工、黄色で着色しています部分が現在施工中の橋梁上部工、今回、赤色で着手しています部分が今回の施工箇所になります。図面の左下、緑色で着色している部分が、今回、事業計画区間の終点となります。計画の完了時期につきましては、令和7年度でこの事業区間を完了したいと考えております。

次のページ、⑤をお願いします。

標準断面図になります。幅員が5メートルの改良工事となります。今回は赤色で着色しています分を改良工事とし、下層路盤までの改良となります。緑色で着色しています部分は次回の工事として予定しております。

⑥をお願いします。

北川内橋梁の全体一般図になります。幅員は5メートルの橋梁となります。今回の工事は、赤色で着色しています橋梁下部工の工事です。緑色で着色しております橋梁上部工については、次回の工事となります。

次のページ、⑦から⑩は現場写真となります。

⑦の上段の写真は、改良済みの箇所と今回の起点側の写真となります。下段の部分は、現在施工中の橋梁上部工の工事中的写真となります。

8番、9番、10番の写真につきましては、現道部の改良を行う部分の写真になります。現道の幅員につきましては2.5メートル程度です。

次、11番の写真につきましては、橋梁下部工の設置箇所の写真です。今の現道、橋梁を利用しながら、今回、亀谷川の下流部に橋梁下部工を施工する予定です。

以上です。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債）」は、原案のとおりに可決されました。

山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** 失礼いたします。先ほどの空き家等に対する定義について曖昧な回答をしておりましたが、特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要なガイドライン案に関するパブリックコメントに寄せられた御意見と、国土交通省及び総務省の考え方ということで、そちらで空き家等について正しく国の方針を示されておりましたので、読み上げさせていただきます。

「本法にいう空き家等と認められるためには、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、すなわち人の住居や店舗として使用するなど、建築物として現に意図を持って使い、用いていないことが長期間にわたって継続している状態であるか否か」というふうに規定されておりましたので、改めまして店舗等も含めることとなります。

大変失礼いたしました。

**○議長（藤澤和生君）** 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和5年第2回山都町議会臨時会を閉会します。

---

閉会 午前10時50分

令和5年2月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

|       |                                    |       |      |
|-------|------------------------------------|-------|------|
| 議案第4号 | 山都町空家等対策協議会設置条例の制定について             | 2月15日 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 工事請負契約の締結について（津留線道路災害復旧工事）         | 2月15日 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R4国債）） | 2月15日 | 原案可決 |

会議規則第 120 条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---